

あわら市監査委員告示 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和8年3月11日

あわら市監査委員 杉本 一
あわら市監査委員 北島 登

記

- 1 監査の種別
財政援助団体等監査（補助金）
- 2 監査の範囲
令和6年度における補助事業の出納その他の事務の執行状況
- 3 監査の対象
所管課 教育委員会 文化学習課
補助事業名 公益財団法人金津創作の森財団運営補助金
補助事業者 公益財団法人金津創作の森財団
補助の目的 公益財団法人金津創作の森財団の健全な運営を図る
補助金の額 89,844,000円
内訳 人件費 80,844,000円
財団運営 9,000,000円
- 4 監査の期間
令和8年1月23日から令和8年2月27日まで
- 5 監査の方法
着眼点のもと、所管課及び指定管理者から提出された関係資料等を審査するとともに、関係職員から監査の着眼点をもとに説明を求めた。

監査の着眼点

所管課	<ul style="list-style-type: none">・補助金等の交付手続き及び会計経理は適切に行われているか・補助事業者への指導監督は適切に行われているか
補助事業者	<ul style="list-style-type: none">・補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか・補助金に関わる会計経理は適正に行われているか・補助金の使途は適正か・帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか

6 監査の結果

補助事業の出納その他の事務の執行状況について監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、監査の過程での軽微な注意事項については、その都度、確認及び指示・助言を行い、措置を講じる旨の回答があったため記載を省略する。